

事 業 計 画 書

1. はじめに

前年度は、先進各国のリーダーが入れ替わる中で、国際協力・連携が大きく乱れ、経済、貿易、難民、テロなどあらゆる面で緊張状態が増大しました。本年度も引き続き、とりわけ戦争や紛争などには巻き込まれないよう、わが国の平和維持に注視していきたいと思えます。

本年度の経済状況は、官公需の下支えのもと、緩やかな景気回復基調が続くと報道されていますが、一方で、先に記述した世界規模の変動により、経済や金融の現在の状況に極めて大きな影響を与えることが危惧されます。また、実感としては厳しい意見が多く、消費税増税も先送りされる中、先行きの見通しが困難な状況にあります。

国連障害者権利条約を批准してから3年目、実質的に障害者の暮らしの質はどのように向上してきたのでしょうか。本年度は、第3次障害者基本計画の最終年度にも当たり、障害者総合支援法3年後の見直しも含めた第4次基本計画の策定にも着手されます。

本年度は改正社会福祉法を根拠にした事業運営がよいよ本格的に施行され、私たちを取り巻く環境は確実に変化します。常に当事者の視点でとらえ、運動面では関係団体と連携して障害者福祉の向上のためにより一層の努力を行うこととします。

本年度の最大の課題は、激変することが予測される社会福祉の環境の変化に柔軟に対応し、障害のある人の暮らしを支え続けられる事業を継続すること、さらには、建て替え等の大事業を段階的に実行していくことです。新たな中期事業計画を具現化するために、事業本部制や法人本部の在り方などを含めて検討し、将来の法人像を意識しながら、各拠点が自立した事業運営に最大限努力しつつも、お互いに課題を共有し、法人全体で協力していくこととします。

2. 事業方針と予算の特徴

本年度の事業方針は、障害福祉サービス事業の充実と就労支援事業のさらなる改善を目指すものです。財務管理については社会福祉法人新会計基準に則り、この数年間で見直してきました。各拠点では相当の努力を要し、必要な積立金や財務管理に取り組み、経営改革に努力してきました。本年度も、就労支援事業の維持向上はもとより、従業員の処遇改善、利用者の重度・高齢化に備え、福祉の専門性の向上にも、さらに努力していかなければなりません。各主要会議で法人全体の課題を共有し、必要な対応を図ることとします。

(1) 経営の基本方針

- ・改正社会福祉法に伴い、環境の変化ならびに経営理念や倫理、社会的役割に伴うコンプライアンスやガバナンスの重要性に常に視点を置き運営にあたります。
- ・福祉サービスの質的向上のために、第三者サービス評価機関の審査を受けるとともに、苦情解決第三者委員制度の実施や広報誌やホームページ等による情報開示に取り組みます。
- ・経営や福祉の専門性を向上することを目的とした教育、研修の充実を図り、計画的に実施します。また、人事考課制度を含めた給与規程の改定を具体的に進め、人材確保や人材育

成に努めます。

- ・法改正や業務改善などに伴い、法人の規程等を必要に応じて見直していくこととします。

(2) 財務・資金管理

- ・会計顧問の指導を受けながら、新会計基準により精度の高い管理に努めます。
- ・将来必要となる資金については、拠点ごとに認められている範囲で計画的に積立を行うこととします。
- ・財務や資金管理については、原則に従い拠点ごとの経営努力によるものとしますが、法人本部は全体を把握し拠点間の窓口となって調整に努めます。
- ・可能な限り法人内部の資金活用の比率を高め、外部からの借入金の圧縮を図ります。

(3) 事業の継続

- ・常に経営改善に視点を置き、継続可能な事業への体質改善を図ります。
- ・民営化や老朽化に伴う事業所の建て替えは、法人全体の協力を得ながら補助認可に従って順次実施していきます。国や地方自治体の補助が得られない場合は、事業の規模や時期などを含め事業計画の見直しも視野に入れます。
- ・一部の拠点で着手しているBCP（事業継続計画）を全拠点で策定します。

(4) 他の団体との協力連携

- ・障害者福祉の向上のために、内閣府、厚生労働省、経済産業省ならびに、東京都、各区市自治体、全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会、一般社団法人ゼンコロ、特定非営利活動法人日本障害者協議会、全国社会就労センター、日本セルフセンター、東京都セルフセンターなどにおいて積極的に役割を果たします。
- ・従業員等が、対外的な立場において十分に役割発揮ができるように、可能な限り配慮し支援していくこととします。

(5) 地域活動

- ・拠点ごとの地域活動においては、各自治体との連携を深め情報交換を密にしながら、地域福祉の向上ならびにニーズに応じた障害者福祉の充実に努めます。
- ・地域の福祉関連ネットワークには積極的に参画することで、地域の重要な社会資源になり得ることを目指します。

3. 各事業本部の計画概要

各事業本部ならびに拠点では、就労（受注、生産、販売等）支援事業で利益を出すことを前提とします。社会福祉法人に対する期待に応じていくためには、自らの体力で事業を継続し法人全体を支えていくことが求められます。既存事業の充実に努力するとともに、事業内容の見直しや新規事業への取り組みなども並行して進めていくこととします。

(1) 法人本部(事務局)

年間の教育研修計画を立案し所長会に提案します。また、法人全体の財務運用ならびに、各拠点の事業運営に貢献していくことに最大限努力し、事務処理部門の連携によりの確な情報提供・共有に努めます。プライバシーマークの認証取得法人として、個人番号を含めて、

その維持・向上に各事業所と連携して取り組みます。また適宜、必要な情報提供、集約に努め、各行政窓口との折衝についても、事業所と連携して積極的に関わりを持つこととします。

(2) 福祉事業本部（グループホーム等、トーコロ生活支援センター）

既存の居宅支援事業などを着実に遂行し安定した運営に努力します。加えて、就労支援事業所の所在する地域のニーズに応じてグループホームの増設を検討し、段階的な拡充に努めるなど、障害のある方たちの暮らしの質を向上できるよう努めます。中野区の特定相談支援事業「ころまっぷ」を継続して運営します。

(3) I T事業本部 トーコロ情報処理センター（事業部、職能開発室、デジタルメディアセンター）

事業本部下の連携を継続し安定した事業運営に努力します。法人内では、I C T（情報処理および情報通信）技術等を介して法人内各事業所に関わり、ネットワーク委員会などをつうじて横断的に役割を果たします。I T関連の事業面では、顧客への丁寧な対応や技術力を活かし既存顧客の深耕ならびに新規顧客の獲得など、さらなる経営努力を図ります。

障害福祉サービスの制度で対応できない事業領域において、公益事業により取り組みつつ、社会環境の変化を見極めながら、将来的には障害福祉サービス事業への転換も検討することとします。引き続き民間のハローワーク業務の認定法人としての役割や、受託事業である東京都障害者I T地域支援センターの事業を継続することとします。

(4) 社会就労事業本部（コロニー中野、中野区仲町就労支援事業所、中野区中野福祉作業所、コロニー東村山、トーコロ青葉ワークセンター）

中野地区では、コロニー中野・法人ビルの老朽化に伴う建て替えにおいて、国の前年度末補正予算による社会福祉施設等施設整備補助事業の内示を受け、確実に実施できるよう準備を進めています。指定管理事業所では管理・運営の充実を目指しますが、その内、中野区中野福祉作業所は（仮称）中野5丁目障害者多機能型通所施設の社会福祉施設等施設整備補助事業が決定し、建設工事が始まるとともに遅滞なく移転への準備を進めます。三多摩地区では、東村山市障害者就労支援室や特定相談支援事業「ふきのとう」、放課後等デイサービス事業「アリーバ」での役割を発揮するとともに、既存事業の運営では福祉サービスのさらなる向上に努力します。就労支援事業においては、品質管理や生産性・収益性の向上に努め、とりわけ印刷事業においては、売上確保、コスト削減によりさらなる経営改善に努力し、段階的に新規事業への転換にも継続して取り組みます。

(5) 福祉工場事業本部（東京都葛飾福祉工場、東京都大田福祉工場）

東京都葛飾福祉工場（金町工場）の建て替えは、東京都の民間移譲施設整備費補助事業により無事終了し、前年度6月に開所することができました。水耕栽培を新たな就労支援事業として開始するとともに、主幹事業においては堅実な運営に努めることとします。東京都大田福祉工場の建て替えは、東京都の民間移譲施設整備費補助事業により今年度末には竣工する予定ですが、城南島工場は次年度にまたがり移転を予定しています。印刷事業は、障害者優先調達推進法を活用するなど売上高の確保に努力し、売上高の減少には歯止めがかかりつつあります。城南島工場の移転時期を目途に法人内事業所との連携や作業工程の分業化なども視野に、法人全体の印刷事業として事業規模に応じた再構築を検討します。